

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	11
処分の種類	あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅう業の施術所の使用制限等			
根拠法令条例等・条項	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第11条第2項			
処分の概要	あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅう業の施術所の使用制限等			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 第9条の5 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。</p> <p>2 施術所の開設者は、その施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、施術所の構造設備が第9条の5第1項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第2項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。</p> <p>○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則 第25条 法第9条の5第1項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 6. 6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。</p> <p>二 3. 3平方メートル以上の待合室を有すること。</p> <p>三 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。</p> <p>四 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。</p> <p>第26条 法第9条の5第2項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 常に清潔に保つこと。</p> <p>二 採光、照明及び換気を充分にすること。</p>			
基準の制定根拠	-			